

Japan tax alert

EY税理士法人

マレーシアが デジタルサービス税を導入

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年4月8日、マレーシア下院議会(Dewan Rakyat)は2019年度予算案に盛り込んでいたデジタルサービス税(DST: Digital Service Tax)に関する法律(法案)を可決しました¹。同法案は現在上院にて協議されています。

本アラートでは、同法案の要点を紹介します。

詳細

2020年1月1日以降にデジタルサービスを消費者へ提供する国外事業者は、デジタルサービスについて6%のサービス税を徴収しなければなりません。

同法案にて定義されている主な用語は以下の通りです:

デジタルサービス: インターネットまたはその他の電気通信回線を介して行われるサービスで、電気通信を利用することで提供される取引をいう

国外事業者: マレーシア国外に所在し消費者へ何らかのデジタルサービスを提供する者で、資産の譲渡または役務の提供を目的とするオンライン・プラットフォームを運用する者(自身が直接デジタルサービスを提供するか否かは問わない)および他者に代わってデジタルサービスを提供するために取引を行う者

消費者: 次の条件のうちいずれか2つを満たす者:

- a. マレーシアの金融機関または企業が提供するクレジットカードまたはデビットカードを用いてデジタルサービスに対する支払いを行なうこと

b. マレーシアに登録されているIPアドレスまたはマレーシアに割り当てられた国際携帯電話国番号を用いてデジタルサービスを取得すること

c. マレーシアに居住していること

マレーシア税務局 (Royal Malaysian Customs Department. 以下、税務局) が2019年4月18日に公表したDSTに関する質疑応答事例 (FAQs) によると、サービス税の登録義務は課税売上高が年間500,000マレーシアリングギット (122,000米ドル) 以上です。また登録申請の処理はオンラインで行なわれます。

2020年1月1日より前からデジタルサービスを提供する外国サービス事業者のうち、登録義務のある事業者は、2019年10月1日時点でサービス税の登録申請を完了する必要があります。登録は2020年1月1日または税務局が決定する日の何れか遅い日をもって有効になります。

国外事業者はサービス税登録事業者として四半期ごとに申告納付する義務を有します。申告納付期限は当該四半期課税期間の翌月末となります。

巻末注

1. 2018年12月4日付EYグローバルタックスアラート『[Malaysia releases 2019 Budget \(マレーシア2019年度予算を公表\)](#)』を参照

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス
榎本 竜也

パートナー
シニアマネージャー

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
tatsuya.enomoto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190523

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp